

■ 研究発表論文

市区改正期から戦災復興期までの公園・緑地計画標準に関する研究

A Study of Park and Open Space Planning Standards

杉田早苗* 土肥真人**

Sanae SUGITA, Masato DOHI

摘要：本研究では個別計画の公園計画標準，全国的な公園計画標準，土地区画整理標準とそれらの関係に注目し，都市計画標準の萌芽期から戦災復興までの公園計画標準の歴史の変遷の全体像を把握することを目的とする。計画標準の歴史の経緯や計画標準の項目内容の分析から，以下が明らかとなった。①土地の立地性から計画を発想していた時代から土地の立地性によらない計画発想への転換がみられた。②全国的な公園計画標準と土地区画整理の計画標準の間には，双方の理論を互いに支える関係が考察された。③個別計画の計画標準から，全国的な計画標準と土地区画整理の計画標準が同時に生成し，徐々にその三層構造を確立していったプロセスが考察された。

1. 研究の目的と背景

公園計画の方向性が量から質への転換といわれて久しい。現在においても，土地確保の問題などから，既存の公園ストックの活用や質の向上などが求められている。公園の計画は歴史的には，明治6年の太政官布達にはじまった。以降，市区改正事業，震災復興事業，都市計画法による事業などによって公園数は急激に増加する。本研究では，この量的増加に一定の役割を果たしたと思われる市区改正から戦災復興までの公園の「計画標準」に焦点をあてる。この時代には，個別計画の発想から現代的な計画標準，すなわち一般的な場所へも適用できる計画標準という発想が誕生している。さらに，現代において公園緑地の実現化，特に土地取得の有力な手段となっている土地区画整理の計画標準も作成されている。

そこで本研究では，個別計画，公園計画標準，土地区画整理標準，及びそれらの関係に注目し，都市計画標準の萌芽期から戦災復興までの公園・緑地計画の計画標準の歴史の変遷について全体像を把握することを目的とする。これは今後の広域的公園・緑地計画のあり方を模索するための基礎的作業と考える。

2. 研究の対象と方法

本研究で扱う計画標準とは，策定された個別計画における公園配置の基本的な考え方，および今日的な一般標準のことを指している。研究の方法は，まず市区改正から戦災復興計画までの公園・緑地関連の計画標準を公園緑地関連の資料から抽出したのち，計画標準の変遷プロセスを概観する。続いて，分析の対象を営造物公園に関する標準に絞り，公園種や配置，数量面積といった計画標準の具体的内容・項目の変遷について詳細に考察する。

計画標準は年史等の公園関連書籍，紹介記事および既往研究から抽出した¹⁾²⁾³⁾⁴⁾。抽出にあたっては委員会や議会，内務省等で検討，承認されたものや通牒として出されたものに限定し，個人の私案は除いた。史料については可能な限り原典に依拠した⁵⁾。

既往研究では，公園緑地の配置計画とその思想を扱ったものは数多くある。策定計画に関する歴史的な研究としては，市区改正審査会案の公園計画の特徴からその背後にある思想を考察したもの⁶⁾，審査会案から委員会案への配置計画の変更の考察から，変更の要因となった背景思想を考察したものがある⁷⁾。震災復興計画では，52の小公園の計画内容やその管理運営に踏み込んだ考

察から，その計画思想を考察したもの⁸⁾，同様に52小公園の建設過程，平面計画，利用形態からその目指した空間と実際の利用の剥離について言及したもの⁹⁾がある。戦災復興計画としては，計画検討段階の議事録の分析から公園緑地計画の思想を考察したもの¹⁰⁾がある。また，緑地地域や地域制緑地については，関連する諸施策との関連から緑地地域の歴史的位置づけを明らかにしたもの¹¹⁾，また緑地地域の指定解除の変遷からその意味を考察したもの¹²⁾，公園道路については大正から戦前までの東京都市計画の考察から公園道路の計画思想を考察したもの¹³⁾がある。さらに，公園の計画標準については，特集記事¹⁴⁾や公園の体系的図書¹⁵⁾で紹介されている他，市区改正から昭和8年の公園計画標準までの全国的な計画標準を対象に，立地の資源性による立地本位型，平均的な分布を目指す分配型，公園の有機化を目指した構造型の配置計画体系を抽出したもの¹⁶⁾がある。

これら既往研究においては，土地区画整理標準も含め網羅的に計画標準を考察の対象とし，本研究では公園計画として提示された計画標準の内容から，計画標準が示している公園計画の考え方を考察する。

3. 歴史的経緯からみた計画標準の変遷

(1) はじめに

前述した方法により，市区改正から戦災復興計画までの12の個別計画，全国的な計画標準，土地区画整理標準を抽出した。本章では，これら計画標準の検討段階を含めた歴史的経緯や，策定された計画内容，計画の実施状況を分析対象とし，個別計画，公園計画標準，土地区画整理標準の3つの関係に着目しながら，計画標準がどのように生成・変遷したかを検証する。さらに，各計画標準が規定した公園・緑地の対象範囲を把握する。

まず，計画標準の名称，その歴史的経緯，策定された計画の概要を経年的に整理した(表-1 以降では標準名称を本表に記載した番号で記す)。また，計画標準の内容を表-2¹⁷⁾に整理した。以降では，(A) 個別計画の計画標準-①，②，③，⑩，⑫，(B) 全国的な計画標準-④，⑥，⑧，(C) 土地区画整理の計画標準-⑤，⑦，⑨，⑪，の3つの分類を用いる。

(2) 計画標準の説明と歴史的関係

(i) 個別計画の計画標準の変遷

①¹⁸⁾¹⁹⁾²⁰⁾は，市区改正審査会時のものである²¹⁾。これらは諸外

*東京工業大学大学院社会理工学研究科 **東京工業大学大学院情報理工学研究科

国に倣って算定された数値を活用したものであり、計画においては大公園 11 箇所、43 箇所の小公園の位置が決められた。後に旧設計、新設計と計画は変更され、最終的に敷地買収により 3 公園、残りは官有地だった寺社の転用により実施に至った²²⁾。②²³⁾²⁴⁾は東京都市計画の公園計画標準だが、策定中に関東大震災が発生し実現には至らなかった。③²⁵⁾²⁶⁾は震災復興計画立案時のもので、公園総面積の設定基準のみである。なお、この計画は検討段階で大幅に変更されるが、大公園は土地収用、小公園のほとんどが区画整理事業により実現に至る。⑩²⁷⁾の東京緑地計画は東京府、神奈川、千葉、埼玉の 4 府県にまたがる広域計画であり、緑地専門の計画だったことから、他の個別計画と位置づけが異なる。決定された計画内容を見ると、小公園は各区に配分する面積、数量を算定したが、具体的空間配置は示していない²⁸⁾。計画のうち環状緑地帯の拠点部分となっていた普通公園、運動公園等の大公園は都市計画緑地として計画決定され、用地買収によって事業実施に至る²⁹⁾。⑫³⁰⁾は東京を含めた戦災都市に対する計画標準である。

戦災復興の公園計画は昭和 24 年の再検討により計画の約 4 割が削減され、事業化に至ったものはわずかだった³¹⁾が、これは土地区画整理事業が当初の 10 分の 1 に縮小されたことが原因とされている³²⁾。

(ii) 全国的な計画標準の変遷

大正 9 年に公布された都市計画法には、都市計画立案等に関する公的指針が明示されていなかった³³⁾。そのため、内務省では大正 10 年末より内務省内に公園協議会を設置し、公園の計画基準の検討を始めた³⁴⁾。このとき東京市の公園計画である②も同協議会により同時に検討された³⁵⁾。これに続き④³⁶⁾³⁷⁾が作成され、さらに④の改訂版とされる⑥³⁸⁾、最後に決定版ともいえる⑧³⁹⁾がつけられ、ここに全国の都市計画に適用する初めての都市計画標準が誕生した⁴⁰⁾。この⑧「公園計画標準」は都市計画新法が公布された昭和 43 年後も、長期に渡り都市における公園緑地行政の指針となった⁴¹⁾。

(iii) 土地区画整理標準の変遷

表-1 計画標準の歴史的経緯と策定計画概要

分類	A	A	A	B	C	B	
標準名称	明治18.2 (1885) ①東京二設置スベキ公園及ビ空地ノ案	大正12.8 (1923) ②東京公園計画書	大正12.10 (1923) ③公園面積割当説明書	大正13.4 (1924) ④公園計画基本案 ⑤土地区画整理設計標準案		大正13.10 (1924) ⑥公園計画に就て	
歴史的経緯	東京市区改正計画は、明治17年に府知事だった芳川顕正が「市区改正意見書」を内務卿に上申したことから始まり、その後、明治17年に内務省内に市区改正審査会が設置される。この審査会の第1回会議で「東京二設置スベキ公園及ビ空地ノ案」が提案された。	大正8年の都市計画法公布以後、都市計画立案等に関する公的指針の作成のため、大正10年末頃から内務省に公園協議会が設けられた。公園基準について検討を進め、大正12年8月に「東京公園計画書」の成案を得た。	大正12年9月に発生した関東大震災に対処すべく、政府は帝都復興院を設置、後藤内務大臣が総裁となり復興計画に着手した。大正12年10月に内務省計画局第二技術課で検討した復興公園計画が立案され、予算書と公園計画、「公園面積割当説明書」が提示された。	大正13年4月に開催された内務省都市計画主任官会議で提示された、公園計画標準に関する内務省都市計画局第二技術課の私案が「公園計画基本案」である。		都市計画法の各種標準の検討と並んで、土地区画整理の標準も内務省で進められていた。大正13年の主任官会議では「公園計画基本案」と同時に「土地区画整理設計標準案」が提示された。面積確保割合は公園配置計画より算出された。	大正13年4月の「公園計画基本案」の後も内務省によって公園計画の標準作成は進められ、大正13年10月には内務省都市計画局による都市計画参考資料五「公園計画二就て」が提示された。
策定計画・事業	●明治18 (1885) 第一回市区改正審査会「公園」 ○大遊園 11箇所 (10) ○小遊園 45箇所 (43) ()内は審査会最終案以後、明治22年に旧設計から大正3年まで事業継続。審査会案の具体的な配置に対し削除変更を重ねた計画であり計画基準や配置設定の統一の考えは見られない。	公園協議会では、この基準をもとに実際の公園計画を立案すべく土地を選定していたが、9月に発生した関東大震災のため、その実現には至らなかった。	●大正12 (1923) 内務省計画局「公園計画」 ○都市公園 8箇所 ○近隣公園 15箇所 ○児童公園 80箇所 ○近隣・児童公園は個数のみで配置計画はなし。内務省提案は帝都復興院議会で検討の結果、土地収用により実現された国施工の3公園のみとなった。3公園の「公園設定理由書」	なし		なし	
分類	C	B	C	A	C	A	
標準名称	昭和2 (1927) ⑦土地区画整理審査標準	昭和8.7 (1933) ⑧公園計画標準	昭和8.12 (1933) ⑨土地区画整理設計標準	昭和8.12 (1933) ⑩緑地の基準	昭和21.7 (1946) ⑪復興土地区画整理設計標準	昭和21.9 (1946) ⑫緑地計画標準 緑地地域指定標準	
歴史的経緯	昭和2年の内務省都市計画主任官会議が開催された際、「都市計画調査資料及決定標準」なる資料が配布され、その中に「土地区画整理審査標準」が提示されている。	昭和8年7月20日の内務次官通牒「都市計画調査資料及決定標準に関する件」は一連の計画標準を含んだもので、ここに「公園計画標準」が誕生する。	⑥の「公園計画標準」と同じく、昭和8年の内務省通牒によって、「土地区画整理設計標準」が示された。	地方計画論の必要性から、昭和7年、都市計画東京地方委員会内に東京緑地計画協議会が発足し、約7年間、ご査、計画立案を行った。この第2回協議会において「緑地ノ基準」が決定された。	昭和20年8月の終戦後、内務省国土局計画課は「戦災復興計画基本方針」を策定、同年12月に閣議決定された。昭和21年7月には、戦災復興院の通達として「復興土地区画整理設計標準」が出された。	昭和21年9月27日に戦災復興院次長通牒として「緑地計画標準」及び「緑地地域指定標準」が出された。	
策定計画・事業	●昭和10 (1935) 第3回東京緑地計画協議会 ●昭和14 (1939) 第4回東京緑地計画協議会「東京緑地計画」 ○環状緑地帯 ○公園 イ 大公園 ・自然公園 2箇所 ・普通公園 19箇所 ・運動公園 19箇所	○小公園(下町8区を除く) ・近隣公園 98箇所 ・児童公園 493箇所 ・街園 該当なし ○景園地 37箇所 ○行楽道路 ・歩車兼用道路 88箇所 ・遊歩道路 92箇所 ○公開緑地 116箇所	○共用緑地 ・学校園 14箇所 ・園遊園 12箇所 ○共用緑地に準ずるもの 該当なし ○遊園地 3箇所 多くの緑地は、基準に従うよう計画されたが、実施の際には再検討するといった記述もみられる。	特に小公園については、各区に配分する個数は計画したもの、具体的な場所については決定していない。昭和15年より第4回協議会で決定された普通・運動公園の約半数が防空を名目に都市計画決定され、順次用地買収が開始された。都市計画公園も用地買収が進み、同15~17年に20箇所以上が事業化された。	●昭和21 (1946) 都市計画東京地方委員会「東京戦災復興都市計画」 ○大公園 3箇所 ○小公園 20箇所 ○都市計画緑地 34系統 ●昭和23 (1948) 東京「緑地地域」指定告示 ○緑地地域 5,448万坪	戦災復興計画では標準が提示される前の昭和21年4月に都市計画緑地が、同年9月に東京都市計画公園(大公園、小公園)が告示された。23年には、特別都市計画法第3条に基づき緑地地域18,010haが決定され一連の都市計画決定は完了する。	

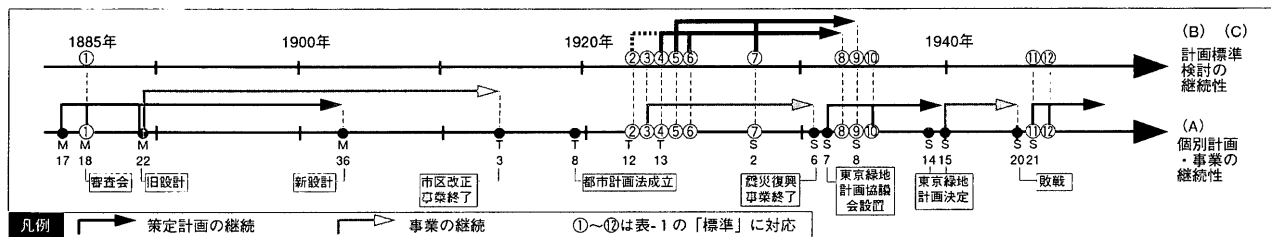


図-1 計画標準の時代区分

表-2 計画基準・計画標準の内容

(A) ①「東京に設置すべき公園及び空地ノ案」		(C) ⑦「土地区画整理審査標準」		1 公園	
種類	・大遊園 ・小遊園	数量	緑地	普通緑地	(左下よりつづき) (一)近隣公園 1.5km以内とし、1kmを中層度とす (二)児童公園 (1)少年公園 800m以内とし、600mを中層度とす (2)幼児公園 700m以内とし、500mを中層度とす 但し河川運河、大なる構築物敷地又は交通頻繁なる道路ある場合には誘致区域は之に依り遮断せらるるものとす (3)幼児公園 500m以内とし、250mを中層度とす 但し河川運河、大なる構築物敷地又は交通頻繁なる道路ある場合には誘致区域は之に依り遮断せらるるものとす (三)街園
数量面積	・今東京の人口を88万と為し、之を前の諸大都市の平均数に依り、人口二万に付き一空地を必要とするときは、少なくとも市区内四十四の空地を設けざるべからず。 ・東京は約55km ² の面積ありと為し、前四大都市の平均に依り1.2km ² に1空地を置くとすれば、其45を要するの割合とす。	配置	緑地	小公園	公園に準ずるもの 行楽道路 い 憩楽公園 近隣遊歩道の誘致距離は600m ろ 連絡道路
配置	・人家稠比し、寸地を余さざる人口稠密の地に於ては、遊園の要も又緊切を加へ、其個所及び面積も従つて多数を要するの理なり				
(A) ②「東京公園計画書」		(B) ⑧「公園計画標準」		誘致距離	
種類	公園種類 (省略、以下の6種類)	種類	分類 (省略、「面積」を参照)	2	い 第1種 聚楽中心地より1時間以内にて到達し得る距離とす ろ 第2種 場所の条件提示 は 第3種 認定の条件提示
数量面積	公園種類別総面積と人口1人当り種類別面積 ・児童公園 1044000坪 0.15坪 ・近隣公園 1400000坪 0.20坪 ・都市公園 ・遊歩公園 3560000坪 0.47坪 ・自然公園 10000000坪 1.44坪 ・運動公園 11000000坪 0.16坪	数量面積	面積	3	公園緑地 施設、面積其の他機能に順ひ各種公園に準ずるもの 分区園 ・遊歩利用のものは1時間以内、其の他のものは20分以内を以て到達し得る距離とす 5 遊園地 施設、面積其の他機能に順ひ各種公園に準ずるもの 生産緑地 (指定除外地域の提示)
公園配置	・東京駅を中心として約24軒以内 ・児童公園 市内4町以内、近郊6町以内、外郊9町以内 ・近隣公園 市内4町以内、近郊6町以内、外郊9町以内 ・運動公園 交通機関で30分以内	誘致距離	誘致距離	3	公園に準ずるもの 行楽道路 い 憩楽公園 近隣遊歩道の誘致距離は600m ろ 連絡道路
公園種類別誘致半径	・放射、環状道路及び交通機関により、必要とする公園を道路公園で相互連絡せしめて個々の公園を一群の公園とし、更にこれを総合して効果ある系統を完成す。東京駅中心1里園、2里園、2里半、4里園、夫々環状及び放射道と連絡させる。	配置	配置	3	公園に準ずるもの 行楽道路 い 憩楽公園 近隣遊歩道の誘致距離は600m ろ 連絡道路
公園系統		配置	配置	3	公園に準ずるもの 行楽道路 い 憩楽公園 近隣遊歩道の誘致距離は600m ろ 連絡道路
(A) ③「公園面積割当説明書」		(B) ⑨「土地区画整理設計標準」		緑地	
数量面積	・焼失区域内新設並に拡張計画公園面積 1,000,1000坪 ・焼失区域内戸数 約400,000戸 ・焼失区域内人口 約1,800,000人 ・都市公園 720,000坪 焼失区域内人口1人に対し公園面積0.4坪 ・近隣公園 180,000坪 焼失区域内戸数1戸に対し公園面積0.5坪弱 ・児童公園 100,000坪 焼失区域内人口180,000人に対し児童数約47,000人。右児童1人に対し公園面積0.2坪	種類	緑地	普通緑地	・公園に於ては「公園計画標準」に依ること ・公園面積は地区面積の3%以上を留保し児童公園に充て、尚残余あるときは之を近隣公園、公園道路の類に充つこと (その他、省略)
		数量面積	数量面積	小公園	
(B) ④「公園計画基本案」		(A) ⑩「緑地の基準」※2		公園	
種類	各種公園の有効範囲 (省略、「公園の有効範囲」参照)	種類	緑地の分類 (省略、「面積」を参照)	1	公園
数量面積	各種公園の総面積 ・児童公園 6歳未満1人につき3/5m ² 、6歳以上12歳未満は1人につき3m ² 各種公園面積の基準 ・児童公園 1/3ha ・近隣公園 2ha ・運動公園 2ha 総面積 ・1500人当り1haを以て都市計画区域内人口に対する所要公園総面積	数量面積	数量面積	普通緑地	公園に準ずるもの 行楽道路 い 憩楽公園 ろ 連絡道路
公園の有効範囲	・児童公園 約6町 ・近隣公園 約18町 ・都市公園 約18町 ・運動公園 約3町	配置	配置	小公園	
公園計画区域	・都市交通機関の便利をかり、市民居住中心地より約1時間以内の区域を標準とし、之を配布する				
(C) ⑤「土地区画整理設計標準案」		(A) ⑩「緑地の基準」※2		公園	
数量面積	公園確保面積・公園3% ※1	種類	緑地の分類 (省略、「面積」を参照)	1	公園
		数量面積	数量面積	普通緑地	公園に準ずるもの 行楽道路 い 憩楽公園 ろ 連絡道路
(B) ⑥「公園に就て」		(A) ⑩「緑地の基準」※2		公園	
種類	(省略、「各種各公園面積の基準」参照)	種類	緑地の分類 (省略、「面積」を参照)	1	公園
公園計画区域	・公園は当該都市交通機関の便を藉り、都市居住中心地より約1時間以内及び区域を標準とし、之を配布するものとする	数量面積	数量面積	普通緑地	公園に準ずるもの 行楽道路 い 憩楽公園 ろ 連絡道路
数量面積	各種公園の総面積 ・1500人当り1haを以て都市計画区域内人口に対する所要公園総面積の率とする (その他は省略)	配置	配置	小公園	
左の各号に付公園面積の標準	一 児童公園 3分の1ha 二 近隣公園 2ha 三 都市公園 10ha				
各種各公園面積の基準	一 児童公園 3分の1ha 二 近隣公園 2ha 三 都市公園 10ha				
各種各公園の有効範囲	一 児童公園 2/3km 二 近隣公園 1km 三 都市公園 2km				
公園系統	・公園系統を樹立するに當り、一般都市計画事項斟酌の外当該都市に於ける現在左記設備、若くは将来期待し得べきものについては其の関係を充分に考察するを要す 一 動物園、植物園、其他公開園 二 神社、仏閣、墓地の類 (その他は省略)				
公園一帯に関する要件	・各市民をして各種公園の有効範囲内に在らしめ受益の公平を得るに在ること。 ・相互の交通上連絡を考慮すること。(他は省略)				
公園敷地決定の要件	・周囲の区画整理を考慮し、之を乱さざること。 ・交通頻繁なる道路、軌道、鉄道、運河等が敷地内を通せざる様考慮すること。(その他は省略)				

※1 筆者が設定した項目、その他は計画標準で使用されている項目。文言は適宜、片仮名を平仮名に直し、語尾を省略した。
 ※2 公園標準面積・誘致距離より割合算定。
 ※3 環状緑地帯は基準にはなく、「聚落地は緑地を以て遮断すること」、「緑地は外郊より都心に向つて楔状に配置すること」という記述がある。
 ※4 原資料では各緑地種類毎に記載されているが、紙面の都合上、記載の多かったもののみ掲載した。

土地区画整理に関する計画標準は⑤⁴²⁾、⑦⁴³⁾、⑨⁴⁴⁾、⑪⁴⁵⁾である。これらは、①を除き内務省が検討していた土地区画整理標準作成の流れにある。

⑤は④の計画標準案と同日に説明された土地区画整理事業での公園3%保留を盛り込んだ審査基準である⁴⁶⁾。この公園3%保留理論はその後開催された都市計画主任会議に引き継がれ、申し合わせ事項として決まった⁴⁷⁾。後の⑨で公園3%保留理論は土地区画整理標準として正式に決定され、確保された公園用地の詳細については同時に通達された「公園計画標準」に準拠することが明記された。この3%理論では⁴⁸⁾、計画標準（公園面積・誘致半径）と計画原単位を仮説として設け、その積み上げにより公園計画論を構築しており、計画原単位に対する公園総面積の割合から3%を算出している。つまり、公園計画に必要な土地を区画整理標準の面積確保で提供する、逆にいえば土地区画整理事業により確保できる土地を基本とし公園計画が成立するという考えであった⁴⁹⁾。

(iv) 全体の考察

つづいて(i)～(iii)の考察結果と事業の継続性から全体の歴史的關係を整理した(図-1)。

①と②以降の計画標準とは時間的に分断されている。当時の時代背景と市区改正計画審査会における公園計画の立地場所を考慮すると、①は明治6～31年までの太政官布達による公園行政の影響を受けていると考えられる。これより、①が出された時代は土地の立地性が公園配置を左右していたと考えられ、地盤官有思想から官有地を公園に指定することで、公園の土地を確保していた時代だといえる⁵⁰⁾。また③の最終案では大小公園ともに計画個数と場所を決定し、大公園は土地収用、小公園は土地区画整理で実現したが、⑩になると大公園は計画個数と場所を決定するものの小公園は面積と個数を示すのみで具体的配置計画は決定していない⁵¹⁾。以上より、土地の立地性から計画を発想していた時代から土地の立地性によらない計画発想への転換がみられ、特にその傾向は小公園で顕著である。

次に個別計画の計画標準、全国的な計画標準と土地区画整理の計画標準の關係について考察する。まず、全国的な公園計画標準(④、⑥、⑧)と土地区画整理の計画標準(⑤、⑦、⑨、⑪)は、同時並行的に検討がされており、また、事業の継続性からみると震災復興事業の頃と重なっていることがわかる。(iii)の考察結果とあわせると、この時期は、双方に關係を強化させながら公園計画標準と土地区画整理標準の理論化が図られ、同時に実践面においてもその手法の有効性が確認された時代だといえよう。また(ii)の考察から、全国的な公園計画標準作成の発端となったのは、個別計画の②であり、個別計画と全国的な計画標準が相互に影響を与えながら誕生してきたことも考察された。さらに、計画標準として初めて法的位置づけがなされた⑧の直後に策定された⑩では、(iii)で考察したような計画原単位と計画標準を用いた算定方法により公園面積を算出することから、全国的な計画標準から個別計画へのフィードバックも見られた。

以上より、最初は個別計画の計画標準を模索する中から、全国的な計画標準と土地区画整理の計画標準が同時に生成し、徐々にその三層構造を確立していったプロセスが窺える。

(3) 計画標準の対象範囲

次に表-2を用いて計画標準の対象について考察する。

標準として扱う対象の範囲をみると、⑧に至るまでは公園という名称を用い都市施設としての公園のみを対象としているが、⑩以降では名称を緑地に変えている。公園・緑地種類の内容をみると、⑥で公園計画に際して考慮すべき項目として神社、仏閣や保存地、墓苑等が挙げられ、それらが⑩では緑地の対象として組み込まれている。⑩の東京緑地計画は地域制緑地の思想を背景にしており、他に比して圧倒的に緑地種類が多く特異である。しかし、

⑫になると⑩で対象としていた緑地のほとんどが外され、公園以外に残る緑地としては公園道路と墓苑のみである。また、公園・緑地の種類には入らないが、⑩と⑫では環状緑地帯⁵²⁾と緑地地域が誕生した。これは地域制緑地の思想を背景としたものであり、環状緑地帯が緑地地域に引き継がれている⁵³⁾。

(4) まとめ

本章では以下の点が明らかとなった。

- 1) 土地の立地性から計画を発想していた時代から土地の立地性によらない計画発想への転換がみられ、特にその傾向は小公園で見られた。
- 2) 土地区画整理標準における公園の保留面積の割合は、公園計画論をもとに算出されていたことから、全国的な計画標準と土地区画整理の計画標準の間には、双方の理論を互いに支える關係が考察された。
- 3) 個別計画の計画標準から、全国的な計画標準と土地区画整理の計画標準が同時に生成し、徐々にその三層構造を確立したプロセスが考察された。
- 4) 計画標準の対象は⑩で一旦拡大するものの、その後施設としての公園以外の多くの緑地が外され、扱う対象が縮小する変遷が考察された。

4. 計画標準の内容項目

(1) はじめに

前章で考察された計画標準の対象のうち地域制緑地を対象から除き、公園⁵⁴⁾（公園に順ずるものを含む）の計画標準の内容の変遷を項目ごとに詳細に分析する。

①～⑫より標準項目を抽出し、これにもとづいて内容を整理した(表-3)。以降、表-2および表-3を用いて考察を進める。なお、以降の記述では表-3中の大項目を《 》、小項目を[]で表記する。

(2) 各計画標準について

まず、個別計画の計画標準をみると、①のみ他の計画標準の項目と大きく異なっていることがわかる。全国的な計画標準では、該当する小項目に多少変化はあるものの、大きな枠組みは変化していない。これらを共通してみると、①を除き枠組みはほぼ共通していることがわかる。特に⑧、⑩、⑫の[公園種類][1箇所当たり公園標準面積]、[計画区域・配置圏]、[誘致距離]、[公園系統・慰楽系統]、[平均分布]、[周辺環境条件]の内容や数値は同じである。

次に土地区画整理に関する標準についてみると、[土地区画公園面積確保]（以下、[公園面積確保]）の数値は⑩が5%で、それ以外は3%となっている。[1人当たり公園面積]は⑩のみだが、これは⑫の[1人当たり公園面積]の数値と一致している。配置については⑦、⑨の[周辺環境条件]のみ該当している。これより、以降では、個別計画の計画標準と全国的な計画標準のみを対象に大小項目ごとの考察を行なう。

(3) 《公園種類》について

傾向をみると大きく変化する点が2箇所ある。第一は①と②の間で、①では[大小遊園]の区別しかなかったものが、②ではそれ以降に見られる《公園種類》が誕生している。大小遊園は、大遊園が東京市民全体のため、小遊園はその地域のためという説明しかない⁵⁵⁾。第二の変化は⑥と⑧の間で、ここでは小公園、大公園や少年公園などが、これまでの《公園種類》の上位・下位レベルに誕生し、初期の公園種類に対して階層構造をとるようになる。また、[都市公園]がなくなると同時に[普通公園]が種別として新しく登場し、それまで公園の一種であった[道路公園]が公園とは別扱いにされている。全体としては、初期には大小遊園の区別しかなかったが、基本的な《公園種類》の枠組みが誕生、以

降、階層性が追加され、道路機能を持つ[道路公園]が別扱いにされるプロセスといえる。

(4) 《数量面積》について

まず、公園として確保すべき箇所数・面積を表す、[公園数]と[公園総面積]、[人口1人当り公園面積]の傾向をみると、(2)と同様、①とそれ以外で大きく異なっている。[公園数]を用いたのは①のみであり、それ以降は、[公園総面積]や[人口1人当り公園面積]など、面積を用いている。[公園総面積]は①、⑧、⑩以外の全てにあり、都市計画区域や震災、戦災復興計画区域に対する面積や人口割合で示されている。さらに前章で考察した公園計画に必要な土地を⑨の公園面積確保で提供するというつながりを考慮すると、⑩以外は公園として確保すべき総面積が計画標準として組み込まれていると考えられる。[1箇所当り公園標準面積]は⑥以降、継続的に整備される。その数値変化をみると、②と⑥で大きく違うが、⑥と⑧は近隣・都市公園は同じで、⑧以降は全く同じ数値になっている。

(5) 《配置》について

配置についても2つの変化点が見られる。1つは①と②の間で、表-2をみると①には建物が密集している所には遊園が必要であることを述べてはいるが、これは②以降の計画標準には見られない。次の変化点は④、⑥、⑧で段階的に見られる。これらは全て(B)全国的な計画標準の一連の系譜にあるが、配置の考え方はこの時点で大きな変化があったことが看取される。

次に個別の項目ごとにみていくと、⑥以降に継続しているのが、道路や公園同士の連絡による[公園系統・憩楽系統]、[平均分布]、[周辺環境条件]といった項目である。また、[誘致距離]は①と③、[計画区域・配置圏]は①と⑧を除いて用いられているが、①の特殊性を勘案すると、[誘致距離]の③、[計画区域・配置圏]の⑧の欠如は特徴的である。[公園系統・憩楽系統]では、まず、①から②において[道路公園]によって公園を連絡するという公園系統の概念が誕生した。次の④、⑥では[公園系統・憩楽系統]や[配置]としては明記されていないものの、[道路公園]の説明において「公園と公園を連絡する道路」と記述されており、公園系統の概念が継続していることがわかる。次の変化点は、⑥と⑧の間

であり、(3)で考察したように、別扱われた公園道路によって憩楽系統的な連絡を構築することが[配置]において明記されるようになる。この変化によって公園系統という概念は消滅し、都市全体を対象とする総合的な標準は戦災復興を除き、緑のマスタープランまでなかったとされる^{※1)}。

(6) まとめ

本章では以下の点が明らかとなった。

- ①は《公園種類》、[公園数]を用いている点、[誘致距離]、[計画区域・配置圏]、[公園系統・憩楽系統]の概念がないことから、他の標準とは大きく異なっていた。
- ①を除く個別計画の計画標準、全国的な計画標準の項目内容の枠組みは、個別計画、全国的標準という違いによる差はみられなかった。また《公園種類》、[1箇所当り公園標準面積]、[公園系統・憩楽系統]の変遷の転換点は⑧であり、以降は共通点が多い。
- 公園の一種であった[道路公園]によって公園を連絡し、公園系統を成立させる考えから、公園と別扱いの公園道路や行楽道路によって憩楽地を連絡させる考えへの転換が考察された。

5. 結論

- 太政官布達の影響から具体的な立地性に左右されながら、官有地指定により土地取得を行っていた市区改正審査会の時代から、大公園は土地収用、小公園は土地区画整理事業により土地取得を行なう時代への変遷が考察され、標準項目の違いからも市区改正審査会時の計画標準とそれ以降の計画標準には大きな隔たりが考察された。同時に土地の立地性から計画を発想していた時代から土地の立地性によらない計画発想への転換がみられ特にその傾向は小公園で強いことがわかる。
- 土地区画整理標準における公園の保留面積の割合は、計画標準と計画原単位を用いたシステマティックな公園計画論をもとに算出されており、全国的な計画標準と土地区画整理の計画標準の間には、双方の理論を互いに支える関係が考察された。
- 個別計画の計画標準を模索する中から、全国的な計画標準と土地区画整理の計画標準が同時的に生成し、徐々にその三層構

表-3 計画標準・基準の抽出項目による分類

分類	大項目	小項目	公園種類										数量面積					配置							
			大小遊園	児童公園	近隣公園	都市公園	街園公園	道路公園	自然公園	運動公園	普通公園	憩楽公園	公園に準ずるもの(行楽道路)	公園数	公園総面積	公園面積(一人当り)	1箇所当り面積	土地区画確保	計画区域・配置圏	誘致距離	公園系統・憩楽系統による連絡	配置	平均分布	周辺環境条件	
A	①	東京三設置を企及公園及び空地ノ案	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	-	※1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
A	②	東京公園計画書	-	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	-	-	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
A	③	公園面積割当説明書	-	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-
B	④	公園計画基本案	-	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	-	-	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
C	⑤	土地区画整理設計標準案	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
B	⑥	公園計画に就て	-	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	-	-	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
C	⑦	土地区画整理審査標準	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
B	⑧	公園計画標準	-	少年	幼児	●	-	-	-	○	○	○	-	-	-	●	-	-	●	●	●	●	●	●	●
C	⑨	土地区画整理設計標準	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
A	⑩	緑地の基準	-	少年	幼児	○	-	-	-	○	○	○	●	●	-	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
C	⑪	復興土地区画整理設計標準	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
A	⑫	緑地計画標準	-	少年	幼児	○	-	-	-	○	○	○	-	-	-	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

●○は当該項目が明記されているもの ○○は各々大公園、小公園として位置づけられたもの 区画整理に関する計画標準
 ※1 計算結果としては提示されているもの ※2 これらは公園種類の一つではなく別扱いである ※3 環状緑地帯、緑地域に引き継がれている

造を確立していったプロセスが考察された。また個別計画と全国的な計画標準では、項目の基本的枠組みは同じであり、特に内務次官通牒であった「公園計画標準」とそれ以降出された「東京緑地計画」、「戦災復興計画」の標準では共通点が多く見られたことなどから、個別計画から計画標準が誕生し、さらに計画標準が個別計画へ影響を与える関係が考察できた。現代的な計画標準は本研究で対象とした時期に形成され、以降、

その枠組みには大きな変更がない。土地区画整理を前提とした計画標準は、公園総面積、総数は決定しているが具体的配置は決まらないといった立地によらない配置計画の考え方への転換を後押しし、公園計画に際して具体的土地を想定する機会を失わせる方向性を含んでいたのではないだろうか。とすると、今日的な公園に対する質的な課題は、土地や空間の具体性や立地・場所性を回復させることではないだろうか。

参考文献・補注

- 1) 日本公園百年史刊行会編 (1978) : 日本公園百年史—総論・各論—: 第一法規出版株式会社
- 2) (社)日本公園緑地協会編 (2000) : 20世紀の公園緑地を回顧する (1) 総論編: 公園緑地 vol61 No.1
- 3) (社)日本都市計画学会編 (1992) : 特集 緑地計画の系譜と展望: 都市計画 No.176
- 4) 袁茂寿太郎 (1988) : わが国における公園配置計画の変遷と特性: 第29回日本都市計画学会学術論文集, 205-210
- 5) 「東京公園計画書」「公園面積割当説明書」「土地区画整理審査標準」「公園計画標準」「土地区画整理設計標準」は2次史料を用いた。
- 6) 小野良平 (1998) : 東京市区改正審査会の公園計画における配置計画の思想に関する考察: ランドスケープ研究 61(5), 423-428
- 7) 野嶋政和 (1994) : 東京市区改正期における近代都市公園の展開: 第29回日本都市計画学会学術研究論文集, 223-228
- 8) 安場浩一郎 (1998) : 震災復興 52 小公園の計画思想に関する研究: ランドスケープ研究 61(5), 429-432
- 9) 三平久子他 (1998) : 併設小学校との関係から見た震災復興小公園の成立過程に関する研究: 第33回日本都市計画学会学術研究論文集, 307-312
- 10) 石丸紀興 (1988) : 都市計画地方委員会議事速記録を通しての東京都区部の当初震災復興計画に関する研究—震災復興計画研究 その3—: 第23回日本都市計画学会学術論文集, 517-522
- 11) 宮本克己 (1993) : 震災復興計画における緑地地域の指定に関する二、三の考察: 造園雑誌 56(5), 361-366
- 12) 宮本克己 (1994) : 東京における緑地地域の変遷に関する一考察: 造園雑誌 57(5), 397-402
- 13) 田中重光 (1998) : 近代都市計画における公園道路の成立に関する研究—大正から戦前までの東京都市計画案を事例に—: 第33回日本都市計画学会学術研究論文集, 301-306
- 14) 前掲書 2) および 3)
- 15) 佐藤昌 (1977) : 日本公園緑地発達史: 都市計画研究所
- 16) 前掲書 4)
- 17) 省略した項目は主に、公園敷地内部および設備に関する項目である。
- 18) 前掲書 1), 130
- 19) 藤森照信校注 (1990) : 東京市区改正品海菜港審査議事筆記 (抄) (日本近代思想体系 19) : 岩波書店, 108-129
- 20) 藤森照信 (1990) : 明治の東京計画: 岩波書店, 173-174
- 21) 前掲書 1), 130 および前掲書 4)
- 22) 前掲書 1), 142-143
- 23) 前掲書 1), 182-183 太田謙吉 (1942) : 大東京公園緑地の発展史と20年の回顧: 公園緑地 6巻2号, 35
- 25) 前掲書 1), 189-191
- 26) 日本造園学会編 (1996) : ランドスケープの展開: ランドスケープ体系 第1巻, 68
- 27) 公園緑地協会編 (1939) : 附録 東京緑地計画協議会決定事項集録: 公園緑地 3巻2.3合併号, 227-353
- 28) 高橋登一 (1940) : 帝都の緑地計画: 都市公論 第23巻8号, 49 「東京緑地計画協議会決定の緑地計画」の「5 小公園計画」に「震災復興計画事業として小公園の造成された下町方面を除き、全市に小公園を配置するものであるが、今直ちに全部の位置を決定することは困難であるので、一應小公園区を定めその中に保有すべき小公園の数及地積を決定したのである。」との記述がある。
- 29) 越沢明 (1991) : 東京都市計画物語: 日本経済評論社, 173-178
- 30) 公園緑地協会編 (1947) : 緑地資料 緑地計画基本方針並に各種計画標準: 公園緑地 第9巻1号, 20-22
- 31) 石田頼房 (1987) : 日本近代都市計画の百年: 自治体研究社, 231
- 32) 前掲書 29), 214
- 33) 川名俊次 (2000) : 戦前の公園緑地—公園緑地計画・事業の草創—: 公園緑地 vol61 No.1, 13 同書には都市計画法の公的指針の欠如により、実務面では昭和8年の「都市計画調査資料及計画標準に関する件」が出されるまで模索の状態が続いたとされている。
- 34) 前掲書 24), 36 太田は関東大震災が起こった為に「只々公園の基準を決定しただけで公園協議会は一應これで幕を閉じた。」としている。
- 35) 平野侃三 (2000) : 20世紀の街づくりにおける公園緑地—政策の立案と実践—: 公園緑地 vol61 No.1, 55
- 36) 都市研究会 (1924) : 都市公論 7巻7号
- 37) 前掲書 33), 13
- 38) 川名俊次 (1992) : 資料編 資料1 公園計画について (内務省都市計画局) : 都市計画 No176: 日本都市計画学会, 105-113
- 39) 前掲書 1), 185-187
- 40) 川名俊次 (1992) : 資料1 公園計画について: 都市計画 No176: 日本都市計画学会, 105-114
- 41) 前掲書 33), 13
- 42) 前掲書 35), 55
- 43) 前掲書 1), 218-219
- 44) 前掲書 1), 220
- 45) 公園緑地協会編 (1947) : 緑地資料 緑地計画基本方針並に各種計画標準: 公園緑地 第9巻1号, 20-22
- 46) 前掲書 35), 55 大正13年の都市計画主任官会議にて当時の内務技師北村徳太郎によって土地区画整理事業の公園3%保留理論が説明された。
- 47) 前掲書 15), 297 当時、3%の理由は文章では公表されなかった。しかし、後に北村徳太郎は「都市公論」16巻6号 (1933) において論文「新しい土地区画整理と其の空地及修景問題」を公表し、公園3%保留理論を説明している。
- 48) 北村徳太郎 (1933) : 新しい土地区画整理とその空地及修景問題: 都市公論 16巻6号, 137-138 北村は、近隣生活単位を半径約9町、各種公園の標準 (公園面積、誘致半径) を示し、「二個の標準から自ずと誘致された割合は3%となったもので、これが更に標準として演繹されたものである。従つて百萬坪前後の区画整理に當つて公園系統は相當の完全さを持つ事が出来る譯になつて居るのである」とした。
- 49) 北村徳太郎 (1938) : 都市の空地政策より見たる学校庭と小公園の関係について: 公園緑地 2巻10号 この記事の中の「土地区画整理と小公園問題」の項において、北村は3%の保留面積の理由を述べた後、「一方『公園計画標準』も實は此の最低限度を規定したのであつて此の位の数字なら区画整理に依つて實現出來相であるとの見透しから逆に『公園計画標準』が割出されたものとも謂へるのである。」としている。
- 50) 前掲書 15), 163 これによれば、市区改正審査会案は「依然として未だ太政官布達精神が残存して、用地取得容易という経費的要素が優先していたと見ることが出来」としている。
- 51) 前掲書 27), 345 東京緑地計画小公園区の説明で、「各行政区の区域を以て小公園区としこれに対する近隣並に児童公園の凡その計画量を定めむとするものなり」「公園計画量の配分に當つては・・・各種小公園の誘致区域を想定し夫々の所要箇所数、面積を推算せり」とし、各区の面積、公園数、公園総面積が表で示されているが、場所については定めていない。
- 52) 「緑地ノ分類」には環状緑地帯は入っておらず、その基本的考えは、前掲書 27) の「東京緑地計画案作製手続」に見られる。
- 53) 前掲書 29), 179-181
- 54) 以降で扱う公園は、今日的には都市施設として位置づけられる公園である。
- 55) 前掲書 19), 113
- 56) 北村徳太郎生誕百年記念事業実行委員会 II 編 (1995) : 北村徳太郎公園緑地論集: 日本公園緑地協会, 62-65

Summary : Summary : The purpose of this study is to clarify the concepts of the standards of park and open spaces planning and the alteration of those in Japanese early modern era. We analyzed 12 standards from historical continuance, contents and concepts. As results, 1. Very early standard showed park in number, and It was changed to total quantity of park area and continued to present, 2. This change was related to the land readjustment standard that introduced as new land acquisition way, 3. The standards were sophisticated in classification and hierarchy.